

**令和7年度  
鯖江市地域クラブ活動推進協議会**

**鯖江市教育委員会**

# 報告事項

○令和5～7年度活動報告  
連携・協働期間

# 地域クラブ活動登録（中学生）

	学校部活動 登録数			スポーツクラブ 登録数			加入率		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
鯖江中 さばえSC	386	559	558	344	484	485	89.1%	86.6%	86.9%
中央中 鯖江北CSC	490	663	673	467	645	616	95.3%	97.3%	91.5%
東陽中 東陽SC	191	273	272	158	229	213	82.7%	83.9%	78.3%
計	<b>1,067</b>	<b>1,495</b>	<b>1,503</b>	<b>969</b>	<b>1,358</b>	<b>1,314</b>	<b>90.8%</b>	<b>90.8%</b>	<b>87.4%</b>

# 令和8年度指導者登録状況

## 指導者関連

	地域指導者								教員（兼職兼業）							
	運動部				文化部				運動部				文化部			
	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
さばえSC	26	36	30	21	2	5	3	3	30	33	27	25	3	4	4	3
鯖江北CSC	17	23	20	16	2	3	3	3	36	34	30	24	6	5	5	3
東陽SC	21	22	27	13	0	0	2	1	12	14	12	6	1	2	2	1
計	64	81	77	50	4	8	8	7	78	81	69	55	10	11	11	7

	R5	R6	R7	R8	R7 有資格者
さばえSC	61	78	64	52	13
鯖江北CSC	61	65	58	46	9
東陽SC	34	38	43	21	7
計	156	181	165	119	29

### OR8

- ・減少理由  
 地域指導者：協力する⇒名前だけ  
 教員：完全実施⇒自分の時間
- ・教員の中には  
 指導者がいないと子どもたちの活動に支障が生じる

# 指導者発掘

## ○ R 5 ～ R 7

- ・ 関係機関協力依頼
- ・ 指導者募集 ⇒ 自己・他者推薦(6名) ⇒ クラブ・学校が承認した指導者  
(鯖江市地域クラブ活動基本方針 (R4))  
⇒ 1名承認 (学校部活動の意義の継承・発展)、5名は非承認

## ○ R 8 以降の地域指導者確認

- ・ 現指導者意向確認 ⇒ 地域指導者、学校顧問
- ・ 小学校教員意識調査 ⇒ 地域クラブ活動の周知兼ねる
- ・ 不足種目 ⇒ 関係団体等依頼・企業関係への就職支援 (後述)
- ・ 指導者がいない種目 ⇒ クラブ間合同活動等を検討



**(国) 総合的なガイドライン<sub>R7.12.16</sub>**  
**(概要)**

**今までの鯖江市活動 (振り返り)**

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - （1）基本的方針
  - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - （3）留意事項

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
  - （1）趣旨
  - （2）想定される認定の効果
  - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
  - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - （1）地方公共団体における体制整備
  - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
  - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
  - （1）運営団体・実施主体の整備等
  - （2）指導者の確保・育成
  - （3）活動場所の確保
  - （4）活動場所への移動手段の確保
  - （5）生徒の安全・安心の確保
  - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - （1）学校部活動に関する方針の策定等
  - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
  - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
  - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
  - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - （1）大会等への参加の引率
  - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

# 新たなガイドラインの主な内容

鯖江市実践

R8実践予定

鯖江市  
不足・検討

①平日に関しても言及

## 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急激な少子化が進む中でも、<b>将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実</b></li> <li>●障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、<b>全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備</b></li> <li>●地域クラブ活動においては、<b>学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出</b></li> </ul>		
【中間評価】			
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	→	令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期)   令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)
取組方針	<p><b>休日</b> 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)</p> <p><b>平日</b> 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証) ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>		
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、<b>国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み</b>を構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援(財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間(平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日(週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制(日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携</p>		
地域展開の円滑な推進に当たった対応	<p><b>推進体制</b> 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p><b>各種課題への対応</b> ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p><b>ニーズ反映・参画促進等</b> 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)</p>		
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な運営のための体制整備(部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等)</li> <li>●適切な指導及び安全・安心の確保(暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等)</li> <li>●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</li> </ul>		
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の参加機会確保(地域クラブ活動等の参加促進等) ●大会等への引率や運営に係る体制整備(教師以外の関係者の参画促進等)</li> <li>●生徒の安全確保(熱中症対策等) ●大会等の在り方の見直し(多様なニーズを踏まえた大会等の開催等)</li> </ul>		
関連制度	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化(中学校教師だけでなく小学校教師(体育専科等)や高校・特別支援学校の教師等を含む) 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>		

②認定制度の開始



# 総合的なガイドライン (骨子)

### 新たなガイドラインの骨子

### I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

#### 1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

#### 2 取組の類型・名称

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を、「地域展開」に変更
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

#### 3 改革の方向性

基本的方針	・市町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要 ・国においては、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討
改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8年度～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11年度～13年度）
取組方針	休日：改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す（できるだけ前倒しでの実現が望ましい） ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 平日：各種課題を解決しつつ更なる改革を推進（まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める） ※前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進
留意事項	・地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要 ・地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、全国的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要 ・この改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要

# 令和7年度は休日の活動 → 最終年度

指導者：地域指導者の発掘、周知：市民全体への周知

平日の地域展開 → 様子を見ながら進める  
休日の活動を定着することを優先

持続性：持続可能な活動となる根拠が乏しい（指導者・送迎・子どもへの影響・家庭負担等）

指導者：平日の平時に指導できる指導者が鯖江市にどのくらいいるのか

送迎：子どもの送迎が可能な家庭はどのくらいいるのか

鯖江市は共働きの家庭が多く、夕方から夜の活動に子どもの送迎ができるのか

生徒影響：中学生の生活習慣、子どもの健全育成への影響

取り組む中学生の減少（現在：スポ少加入児童の減少）

平日の平時に活動することは難しいため、夕方から夜に活動することによる影響はないのか

家庭負担：保護者負担が増える可能性大

休日活動で指導者謝金制度を整えるにあたり、平日にも適用した場合の保護者負担

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要

<新たな価値の例>

- ① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、② 生徒の個性・得意分野等の尊重、③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、⑤ 適切な指導者による良質な指導、⑥ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導

- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等に応じた適切な実施形態等で実施することが重要

※地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを目指すもの

2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料を参照

(1) 趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドライン（別冊資料）により示す要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う（認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称）

※当該要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

(2) 想定される認定の効果

- ① 生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供 ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③ 希望する教職員の兼職兼業の許可 ④ 大会・コンクールへの円滑な参加（交通費・宿泊費の支援、スクールバスの活用、大会参加規程の見直し） など

(3) 認定制度の概要（要件・手続等） ※認定要件の具体的な確認事項等は別冊資料を参照

要件	<p>① <u>学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む）</u> / ② <u>適切な活動時間や休養日が設定されていること</u> / ③ <u>活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること</u> / ④ <u>適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底等）</u></p> <p>⑤ <u>適切な安全確保の体制が確保されていること</u> / ⑥ <u>適切な運営体制が確保されていること</u> / ⑦ <u>学校等との連携が適切に行われていること</u></p> <p>※円滑な実施の観点から、一部の要件については、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）</p>
手続等	<p>・地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村等に提出。市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施（認定後も、適切に指導助言等や不正があった場合等の認定取消しを実施）</p> <p>・認定の有効期間は最長3年間の範囲内で市町村等において設定</p>

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

認定されていない地域クラブ活動についても、認定要件に準じて活動を実施

（特に、休養日・活動時間の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底）

# 岐阜県「市町村による地域クラブ認定制度導入」提案

年度		2	3	4	5	6	7
国	フェーズ	改革準備期間			改革推進期間		
岐阜県	休日地域展開				43.2%	69.3%	100% (目標)
	認定制度導入促進	—	—	—	—	認定制度提案	体制整備 基盤強化

**【岐阜県の課題】**

生徒・保護者・指導者にとって安心・安全で持続可能な地域クラブの構築

令和6年度地域展開状況  
休日活動する部活動・・・1,622部

- ①保護者クラブ・・・35.1%
- ②地域・市町村協働・・・26.0%
- ③総合型地域SC・・・16.4%
- ④民間SC・・・1.6%
- ⑤スポーツ協会・・・1.2%
- ⑥スポーツ少年団・・・1.1%
- ⑦未定・・・18.3%

**市町村による「地域クラブ認定制度」の提案**

実施主体を認定する4つの要件

- 要件1 各実施主体に規約等を策定し、役員等の体制を整備する
- 要件2 公正かつ適切な会計処理、専用口座を開設し、財産を管理
- 要件3 指導者の登録・管理、コンプライアンス教育の徹底
- 要件4 会員、指導者の傷害保険・損害賠償保険加入の義務化

運営団体  
・市町村  
・委託SC

認定・管理・補助

実施主体  
・保護者クラブ等

認定書類申請

新たなガイドラインの骨子

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応①

1 推進体制の整備

(1) 地方公共団体における体制整備

- 地方公共団体において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要
- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要

(2) 国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施 ・周知・広報や民間企業・大学・関係団体等との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施
都道府県	・広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体の改革方針を示すとともに、市区町村に対してきめ細かに支援 ・一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施
市区町村	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、運営団体等への支援や指導助言等を丁寧実施
運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要

(3) 生徒が所属する中学校等との連携

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。

(4) 民間企業・大学・関係団体等との連携

改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、民間企業、大学、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間企業、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等）と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。

【期待される主な役割】

民間企業	財政的支援、指導者の派遣、施設の貸出し、用具・物品の提供、運営・管理等に関するノウハウやトレーニングプログラムなどの提供
大学	指導者研修会の実施、大学生指導者の派遣、指導の単位認定、大学施設の貸出し、大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施
関係団体等	指導者研修会の実施、各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及、専門的指導者の派遣、活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供、施設の貸出し、用具・物品等の提供、大会運営等への参画や新たな大会の開催、体験会・イベントの開催

# 部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村等」の役割

## 都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**都道府県全体としての改革方針**を示すとともに、**市区町村に対するきめ細かな支援**を行う。
- また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等に向けた広域的な基盤づくり**を行う。

### <主な役割>

#### ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・ 都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市区町村連絡会の開催等）
- ・ 都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・ 都道府県内全体への周知・広報

#### ② 市区町村へのきめ細かなサポート

- ・ 市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・ 複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

#### ③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・ 都道府県内の関係団体等、大学、企業との連携体制の構築
- ・ 指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・ 指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・ 大会への円滑な参加の促進

## 市区町村等

- 市区町村等は、**改革の責任主体**として、幅広い関係者との**連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

### <主な役割>

#### ① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・ 推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・ 推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・ 生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

#### ② 地域クラブ活動の認定等

- ・ 地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・ 地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・ 生徒・保護者等からの相談窓口の設置

#### ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・ 指導者/活動場所/移動手手段の確保等
- ・ 学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・ 寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村等が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある 7

# 鯖江市の地域クラブ活動

## 鯖江市役所

教育委員会 総括コーディネーター  
 (地域クラブ振興、各コーディネーターとの調整、庁内各課調整、会議開催・調査)  
 ・スポーツ課(鯖江市運動・スポーツ推進計画 推進委員会)  
 ・学校教育課、生涯学習課、教育政策課  
 首長部局 ・総合政策課、秘書広聴課

開催

## 鯖江市地域クラブ活動推進協議会

「中学生の学校部活動および地域クラブ活動方針」

- ・学識経験者
- ・文化協議会
- ・スポーツ少年団
- ・市PTA連合会
- ・顧問(運動部、文化部)
- ・スポーツ協会
- ・総合型地域SC
- ・吹奏楽関係
- ・校長会
- ・合唱関係

委託

兼職  
兼業

アンケート・  
意識調査

・検討会(学校、スポーツクラブ)

- ・中学校校長会
- ・地域コーディネーター会
- ・文化コーディネーター会
- ・(学校)地域クラブ担当者会
- ・総合型クラブ組織再編委員会

## 中学校区の総合型地域スポーツクラブ 三クラブ連絡協議会

(特)さばえスポーツクラブ

- ・地域コーディネーター
- ・文化コーディネーター

鯖江北コミュニティスポーツクラブ

- ・地域コーディネーター
- ・文化コーディネーター

東陽スポーツクラブ

- ・地域コーディネーター
- ・文化コーディネーター

クラブ再編委員会

- ・活動場所の調整
- ・指導者の調整・確保
- ・休日・夜の中学校の管理・運用  
(スマートロック・校舎内シャッター)
- ・地域・保護者への周知

~R7連携・協働  
R8~融合

## 中学校 鯖江中・中央中・東陽中

- ・校長  
(兼職兼業届(教職員意向確認))
- ・(学校)地域クラブ担当  
部活動顧問会議・集約

### 運動部

- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問

### 運動 文化

鯖江中	16	5
中央中	17	7
東陽中	10	3

### 地域移行種目

	運動	文化
鯖江中	16	2
中央中	15	2
東陽中	10	1

中学生

休日

平日

(自分の時間)  
やりたいこと  
休みたい

指導者  
依頼  
発掘

小中学生の休日の新たな活動を模索 (R8実践に向けて)  
地域のクラブ、アーバンスポーツ  
公民館(文化講座・イベント)

地域のクラブ、公民館(文化講座、イベント)  
(小中学生を募集してもよい・新たな活動)

# 地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担

## 【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】

「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

運営団体・実施主体の体制等によって**役割分担の在り方は多様**であり、**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合   パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合  
 パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合   パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定

	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
＜運営・管理＞	・運営方針、運営計画の策定	運営団体    実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応				
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化				
＜活動実施に向けた準備＞	・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成	実施主体	実施主体	実施主体	実施主体
	・保険加入状況や補償内容の確認				
	・リスク管理等の研修実施				
＜活動実施＞	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理	実施主体	実施主体	実施主体	実施主体
	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事				
	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）				
	・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保				
	・学校との連携・情報共有				
	・入会手続、会費徴収				
	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）				
	・安全確保の取組				
	・ニーズを踏まえた活動の実施				
	・体験会の開催				

# 企業との連携（該当者模索中）

## ○鯖江市から委託を受けている会社

- ・地域の優秀な人材確保、若者就職希望者の確保、地域貢献（鯖江市）  
⇒ **指導者を正社員雇用**として受入れ

### 雇用形態

指導時間も勤務とみなす（派遣勤務）

平日 午前は、会社で勤務

午後は、社員による地域展開での指導（会社kからクラブへ派遣）

休日 地域展開での指導（月曜日振替休など）

- ・ **（国）総合的なガイドライン（民間企業として参画）**

雇用形態について検討を進めている。鯖江市と企業、互いにメリットがある。

## ○鯖江市

- ・スポーツクラブから推薦 ⇒ 面接 ⇒ 現在、悩んでいる
- ・実現したなら三者（市・クラブ・企業）協定を締結予定

# 大学生指導者サポート（鯖江市と大学 包括的連携協定）

- 以前より、大学に指導者として学生に関わって貰えないか要請（鯖江市）
- 大学側から、学生が指導するにあたり、諸問題等の対応に懸念
- 鯖江市から提案
  - 指導者がいるところにサポートで入ることは？
    - ⇒ それなら可能
    - ⇒ 鯖江市と大学との包括連携協定を活用
      - 鯖江市は若手指導者の創出や指導者不足の解消にメリット
      - 学生はカリキュラムの一貫として子どもたちと関わるができるメリット
- R8募集開始予定で具体内容を協議

（国）総合的なガイドライン（大学）

**指導者サポート募集！**  
みんなで地域クラブ活動を応援しよう

2026より  
**鯖江市内  
3中学校**  
休日指導サポート  
1日3時間程度

鯖江市・鯖江市内総合型地域スポーツクラブでは休日の地域クラブ活動(中学生)にサポート指導として従事できる学生を募集しています。土・日のどちらか3時間程度、練習試合等は6~7時間程度のサポート。報酬あり、保険あり。募集種目や報酬に関しては右記QRから詳細をご覧ください。

活動場所↓  
さばえSC：鯖江中  
鯖江北CSC：中央中  
東陽SC：東陽中

お問い合わせは ☎ 0778-53-2260  
鯖江市教育委員会 担当：大久保まで

2 各種課題への対応

<p><b>(1) 運営団体・実施主体の整備等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成</li> <li>● 組織体制・財政基盤の整備（スポーツ団体がバナンスコードへの準拠を含む）</li> <li>● ICT活用による運営業務の効率化 等</li> </ul>	<p><b>(2) 指導者の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）</li> <li>● 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等） 等</li> </ul>
<p><b>(3) 活動場所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）</li> <li>● 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等</li> <li>● 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等） 等</li> </ul>	<p><b>(4) 活動場所への移動手手段の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <del>既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）</del></li> <li>● <del>地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）</del></li> <li>● 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等） 等</li> </ul>
<p><b>(5) 生徒の安全安心確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事故、暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）</li> <li>● 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化</li> <li>● 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険） 等</li> </ul>	<p><b>(6) 障害のある生徒の活動機会の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）</li> <li>● 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供</li> <li>● 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等</li> </ul>

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

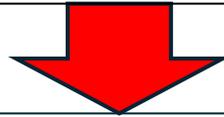
地域展開に当たっては、主役・当事者となる生徒を第一に考え、以下の取組等を通じて、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築や参加促進等を行うことが重要

<p>① 生徒等のニーズの把握・反映</p>	<p>アンケート調査及びその結果に基づく活動の構築、生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催</p>
<p>② 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等</p>	<p>小学校高学年や中学生を対象とした体験会の開催、中学校の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催、ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供、地域の行事等における発表会等の機会</p>
<p>③ 生徒のクラブ運営等への参画</p>	<p>生徒同士による活動目標等の話し合い、生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営、生徒が中学校卒業後もクラブ活動に参加したり、将来的にクラブ運営等に関わる仕組みの構築</p>

# (1) 運営団体の整備 鯖江市・三クラブの将来(持続可能)に向けた取組

## 鯖江市総合型地域スポーツクラブ組織再編委員会

教育委員会、各クラブ代表、学校代表  
学識経験者



○地域クラブ活動（部活動地域移行）は一極集中  
(R8より事務局を同じ場所)

地域クラブ活動事務等の一極集中 ⇔ 他の活動は継続  
将来の3クラブ統合に向けての第一歩 ⇒ JSPO認証制度を見据えて  
※今後も継続した協議が必要

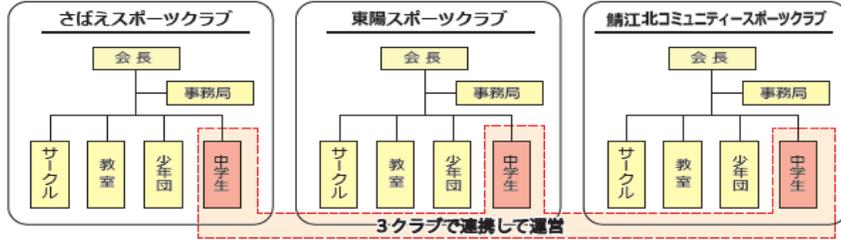
○三クラブの統合  
クラブ組織再編委員会では結論は出ず  
11月三クラブ連絡協議会にて統合に向けた取組の合意形成  
統合しても地域に根付くよう支店形式を模索

- ・施設の指定管理を受託し、持続可能な安定した運営を目指す
- ・賛助金等を鯖江市全体に依頼
- ・中学生だけでなく、子どもから高齢者、障がい者まで幅広い活動の推進
- ・市民に信頼されるクラブの確立

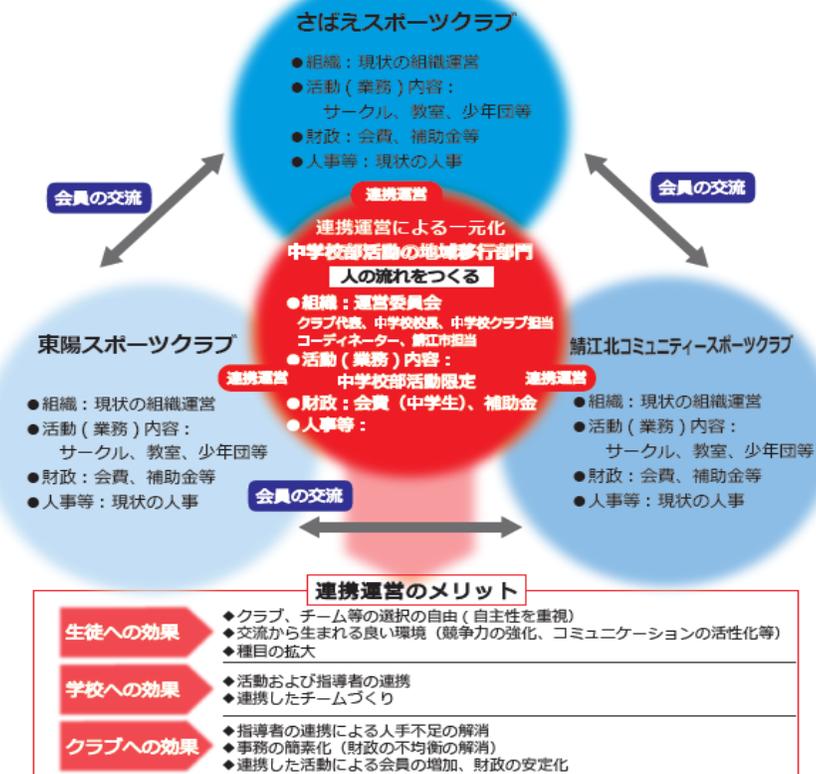
### 中学校部活動の地域移行における鯖江市内3スポーツクラブの運営方法

#### 1. 中学校部活動の部門を各クラブから分割

中学校部活動の部門のみを3スポーツクラブで一元化して運営

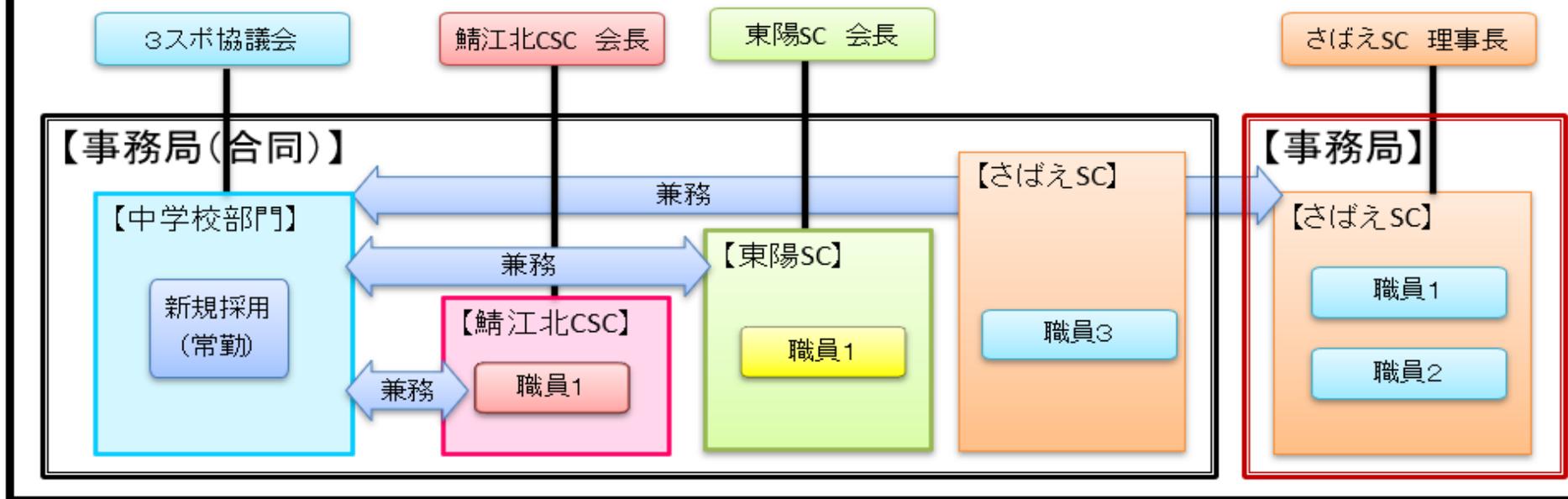


#### 2. 組織のイメージと運営方法

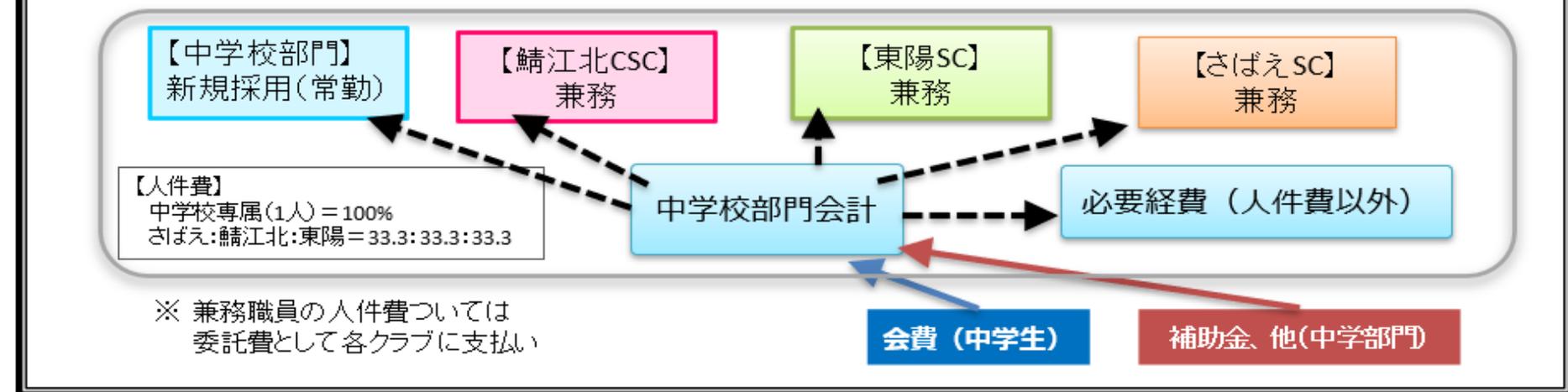


### 3 スポーツクラブ (R8. 4. 1~) 構成 (案)

鯖江北CSC 会長作成



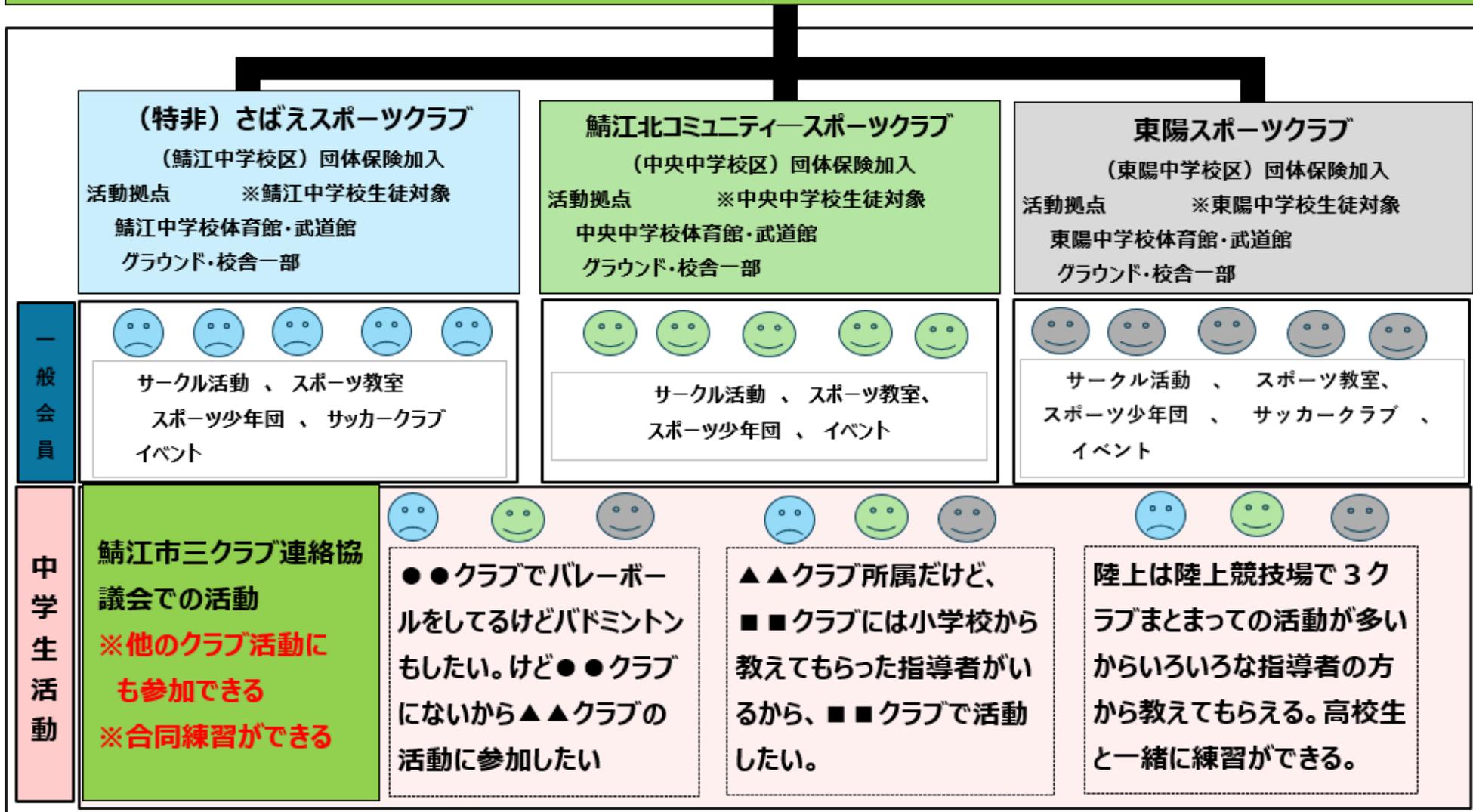
### 中学校部門 会計の流れ



中学生の地域クラブ活動では、会員がどこのクラブにも参加できるようにするには、保険加入を見直す必要がある。

→ 中学生に関しては、3クラブ統一した名称での保険加入が必要（鯖江市三クラブ連絡協議会）

## 鯖江市三クラブ連絡協議会での保険加入



# ICT活用での効率化 R8～

指導者と会員（中学生・保護者）、運営団体と指導者・会員

## ○アプリを活用した連絡体制

- : クラブ ⇔ 指導者 … 連絡・調整  
情報提供（日程・会場変更等）
- : クラブ ⇒ 会 員 … 情報提供（クラブ関連情報等）  
（保護者・中学生） 協力依頼・緊急時対応
- : 指導者 ⇒ 会 員 … 情報提供（日程・会場変更等）  
（保護者・中学生） 緊急時対応

## 2 指導者育成

指導者研修  
(さばスポ)  
顧問と地域指導  
者との協議  
※指導の一貫性



# 公認指導者資格取得支援（上限2万円） R7～

## 【鯖江市運動・スポーツ推進計画 推進委員会 決定事項】

○対象（個人であるが責任所在を団体にするため、申請は市または地区スポーツ少年団）

・スポーツ少年団

スタートコーチ（ジュニア・ユース）

公認野球指導者基礎Ⅰ 等

・総合型地域スポーツクラブ 地域クラブ活動（中学生）

スタートコーチ・・・(ジュニア・ユース)(競技別)(教員免許状所持者)

コーチⅠ、コーチⅡに相当する各中央競技団体公認指導者資格

例：日本サッカー協会 公認C級コーチ

日本バスケットボール協会 公認C級コーチ 等

・スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ

障害スポーツ推進、スポーツ教室開催 ⇒インクルーシブ活動（地域クラブ活動）

初級パラスポーツ指導員

# 地域でのパラスポーツ活動拡充イメージ

R7 鯖江市スポーツ推進委員協議会 説明資料

## 1. 知る・探る・場をつくる

地域に出向き、地域の実態を知り、活動場所をつくる

- 必要な活動、生み出したい活動は何か
- 将来の活動をイメージ
- 活動に必要な地域の団体・人材を引き込む

体験会・イベント

## 2. 地域でつながる

活動が継続できる形を作る

- 地域が主体（やりたいことを生む）
- つながる（連携）
- 育てる（指導者・参加者・支援者）
- 活動のニーズを生み出す

スポーツ教室

## 3. 定着する

地域での活動定着

- 新たな活動へつながる

クラブ・サークル  
地域活動への参加

推進委員

資格取得、計画、コーディネート

- ・初級パラスポーツ指導者資格取得
- ・計画作成（年次計画）
- ・障がい者施設担当者、関係者と協議準備、場所、活動での配慮等協力者（支援者）関連等

広報・実践・PDCA・コーディネート

- ・広報（活動、参加者・支援者募集）
- ・体験会、出前講座、教室開催
- ・PDCA
- ・協力者（支援者等）育成
- ・受け皿発掘

コーディネート

地域での持続可能な活動に向けて

- ・受け皿へのバトンタッチ
- ・受け皿への協力

健全者と障がい者の交流の場

スポーツを通じたインクルーシブ活動

# 中学生の部活動地域展開

「運営団体・指導者手引き」  
鯖江市・三クラブ協議中

鯖江市教育委員会  
三クラブ連絡協議会

## 目次（運営団体・指導者・関係者）

### ○クラブ（運営団体）

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ・活動基本方針               | スライド 3     |
| ・中学校部活動・地域クラブ活動ガイドライン | スライド 4 - 5 |
| ・地域クラブ活動 認定制度（R8～）    | スライド 6 - 7 |
| ・公認指導者資格取得            | スライド 8     |
| ・情報共有（クラブー指導者ー会員）     | スライド 9     |
| ・指導者研修会の開催            | スライド 10    |
| ・相談窓口の設置              | スライド 11    |

### ○指導者・関係者

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ・地域クラブ活動で求められる指導者・関係者 | スライド 13 |
| ・地域クラブ活動で期待される指導者・関係者 | スライド 14 |

### ○事故防止・危機管理対応

- |                  |         |
|------------------|---------|
| ・地域クラブ活動での事故防止対策 | スライド 16 |
| ・具体の予防           | スライド 17 |

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| ・事故等発生に備えて                    | スライド 18      |
| ・学校管理（火災・防災編等）                | スライド 19      |
| ・事故発生時（ケガ・病気）対応               | スライド 20      |
| ・応急処置・緊急対応                    | スライド 21      |
| ・熱中症（台風・荒天 同様）予防・対応、発生時対応、重症度 | スライド 22 - 25 |
| ・落雷予防（活動・会場までの往復含）            | スライド 26      |
| ・突発的な災害（地震・火災）対応              | スライド 27      |
| ・不審者対応                        | スライド 28      |
| ・施設、物品等の破損対応                  | スライド 29      |

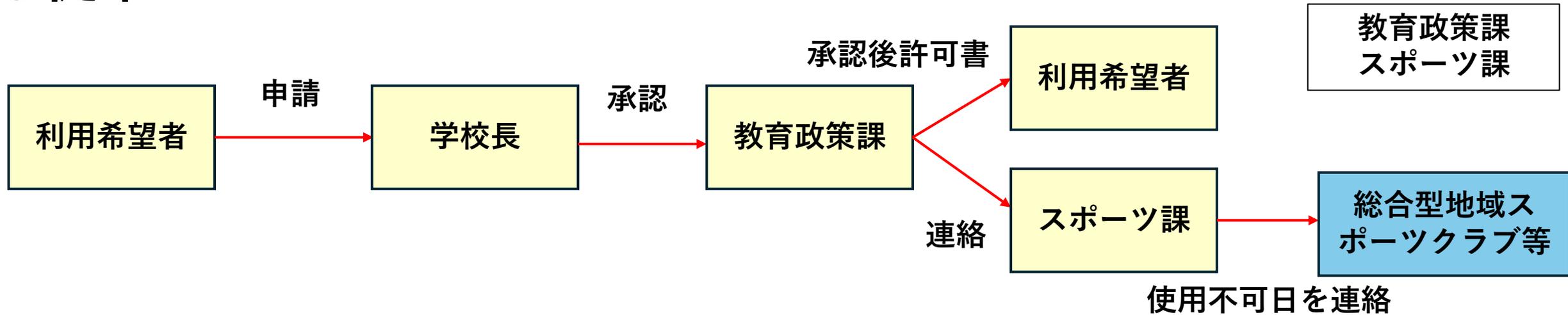
### ○情報共有・会員への情報提供

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ・クラブ、指導者が会員に対しての情報共有 | スライド 31 |
| ・連絡先、活動前準備           | スライド 32 |

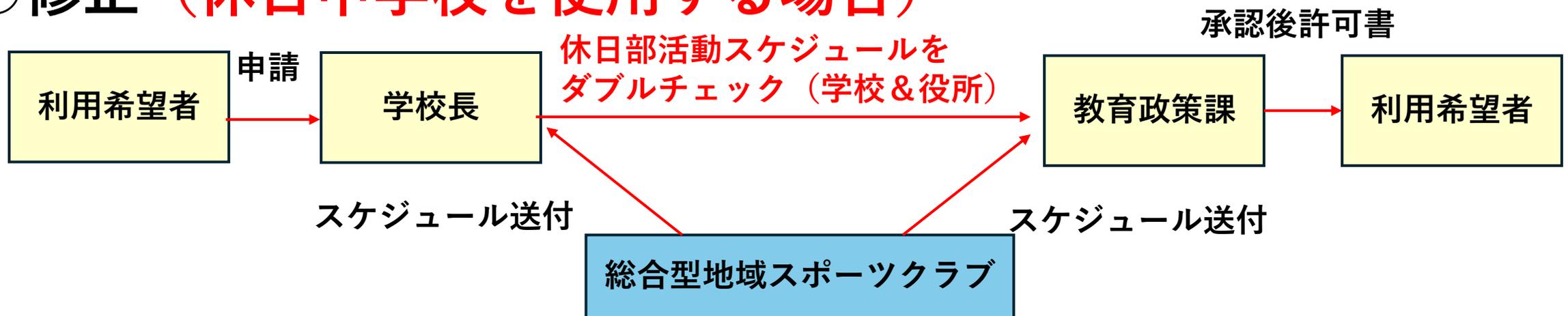
**暴言・暴力・ハラスメント防止 追加予定**

# 3 活動場所の確保 鯖江市立学校管理フロー図案

## ○従来



## ○修正 (休日中学校を使用する場合)



・申請ルートに組み込むことで、中学校のクラブ活動の予定管理等の手間を軽減

# 鯖江市スマートロック(休日・夜間での運用)

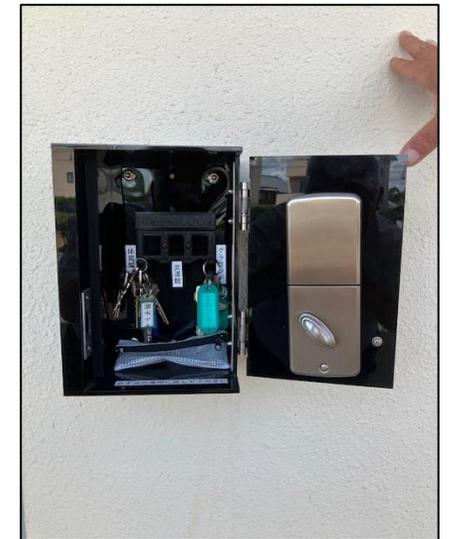
R6スポーツ庁報告書に掲載

○学校に体育館等の玄関鍵を収納するBOXを設置し、暗証番号で鍵を取り出すシステムの導入

- ・利用時間帯のみ開閉可能な暗証番号を利用団体に発行
- ・暗証番号は1年ごとに変更
- ・暗証番号使用履歴は所管課で確認可能
- ・活動日誌(報告)はQRコードを利用



R5 9月より開始  
1 小学校  
1 2月以降開始  
1 1 小学校  
3 中学校



# 鯖江市 校舎内シャッター設置(休日での運用)

R6文化庁報告書に掲載

R6末に設置

R8～完全実施

学校の業務負担・組織的対応が必要

金曜日夕：教室、シャッター

月曜日朝：上記開錠

○休日の地域クラブ活動が利用できる教室と学校教育との動線整備のためシャッターを設置

・地域クラブ活動

(文化活動関連想定)

・地域クラブ活動

(運動部活動、更衣、控室、トイレ

利用 想定)

・雨天時等の退避部屋を想定

○中学校廊下シャッター設置工事

目的

部活動の地域移行により、休日に開放される教育施設をシャッターで区切り、移動を制限することで部外者の不用意な侵入を防ぐ。

要求額

C=5,400,000円 補助率 1/3、1,800,000円(部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金)

整備内容

両中学校共に各階の廊下に2か所のシャッターを整備する。

シャッターのサイズは概ね、幅1.9m 高さ2.6m

中央中学校 1～4階 計 8か所

東陽中学校 1～3階 計 6か所

(設置イメージ図①)



(設置イメージ図②)



(中央中学校)



(東陽中学校)



中央中・東陽中※鯖中は大規模改修にて

# 生徒の安全安心確保 保険加入（保険比較）

## 1. 運動部活動、地域でのスポーツ活動における補償制度

学校の運動部活動は、学校教育活動の一環として行われるため、学校管理下での活動となる。運動部活動中に、負傷などをした場合には、他の学校教育活動中と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターにより給付金が支払われる**災害共済給付制度**により補償される。

一方、地域でのスポーツ活動は、学校管理下での活動ではない。このような活動中に負傷などをした場合の補償制度としては、公益財団法人スポーツ安全協会による**スポーツ安全保険**などがある。

### 学校教育活動中（学校管理下）の補償 授業中や運動部活動など

民間の保険制度や共済制度

#### 災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※学校管理下である部活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

### 地域でのスポーツ活動中の補償

民間の保険制度や共済制度

#### スポーツ安全保険制度

公益財団法人スポーツ安全協会  
※地域でのスポーツ活動等の補償 文化活動含

公的医療保険（健康保険等）

# 3. 災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

## 災害共済給付制度

## スポーツ安全保険

### 3. 医療費（負傷・疾病）と入院・通院保険金の比較

災害共済給付制度：医療費（負傷・疾病）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が <b>5,000円以上</b> のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の <b>4/10</b> （そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ・ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもの のうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	

スポーツ安全保険：傷害保険 入院保険金・通院保険金・手術保険金

保険金種類	対象となる事故	保険金額	保険金支払限度日数
入院保険金	被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による入院、手術、通院が補償されます。	日額 <b>4,000円</b>	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/180日限度
手術保険金		入院中の手術： <b>40,000円</b> 入院中以外の手術： <b>20,000円</b>	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/30日限度
通院保険金		日額 <b>1,500円</b>	事故の日からその日を含めて180日以内

### 4. 賠償責任

災害共済給付制度：補償なし

※個人賠償はなく、設置者が責任を負う

スポーツ安全保険：賠償責任保険

保険金種類	対象となる事故	支払限度額
賠償責任保険	被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中にまたはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。	対人・対物賠償合算 1事故5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)

# 団体保険加入（運営団体としての責任）

## ○スポーツ安全保険 …… 傷害保険、賠償責任（人）

- ・中学生 …… 三クラブ連絡協議会で加入 → どのクラブの活動にも参加可
- ・一般クラブ会員 …… 各スポーツクラブ保険加入

## ○団体保険 …… 団体賠償責任（人・物）

- ・団体（役員・関係者・会員）活動に対する保険

賠償責任 ・ 物品等破損責任

## 相談窓口の設置（R8～）

○鯖江市 …… 教育委員会スポーツ課

○運営団体 …… 神明健康スポーツセンター

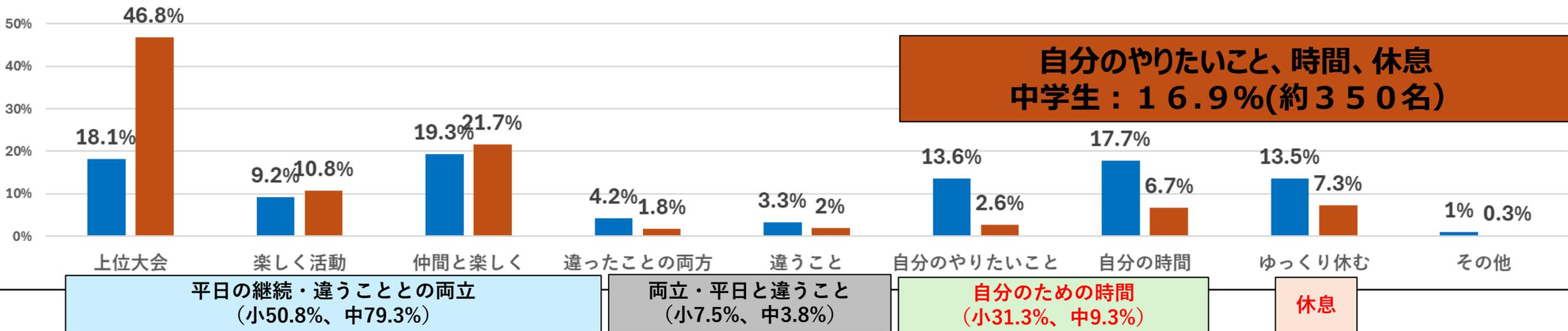
クラブ事務局（中学生休日地域クラブ活動事務局一本化）

# ① 生徒等のニーズ把握・反映

児童・生徒、保護者、教職員アンケート調査結果 (R4~R6) ※鯖江市HP (部活動地域展開)

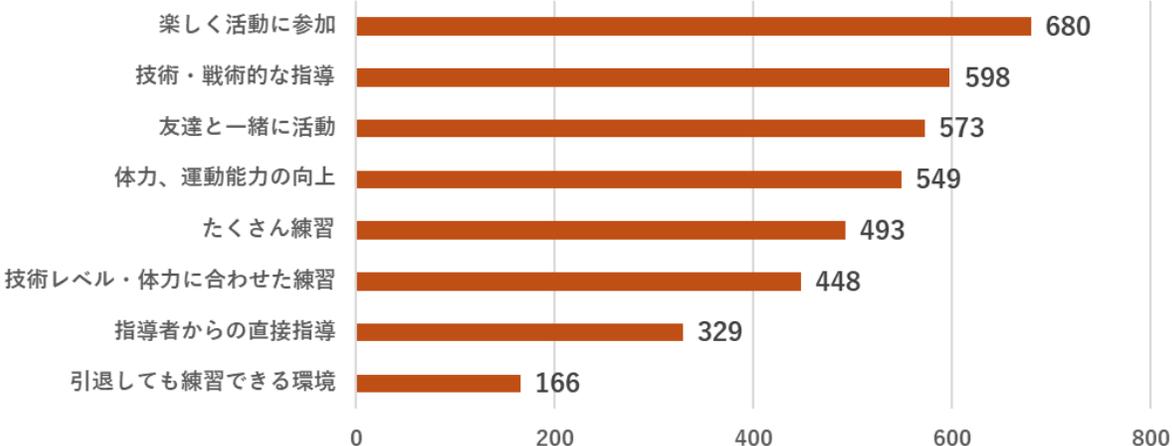
## 【児・生】休日の過ごし方 (R6)

■ 小学生 ■ 中学生



### R5順位同

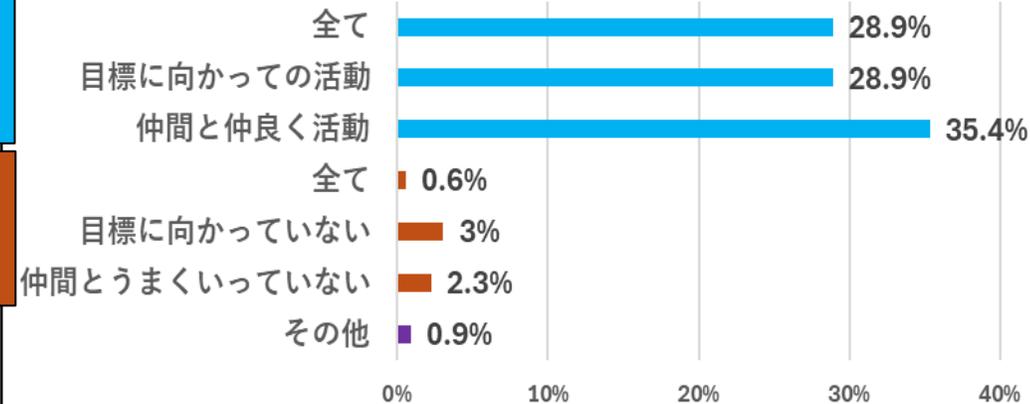
### 【中学生】休日の活動に期待すること (R5,6)



満足  
93.2%

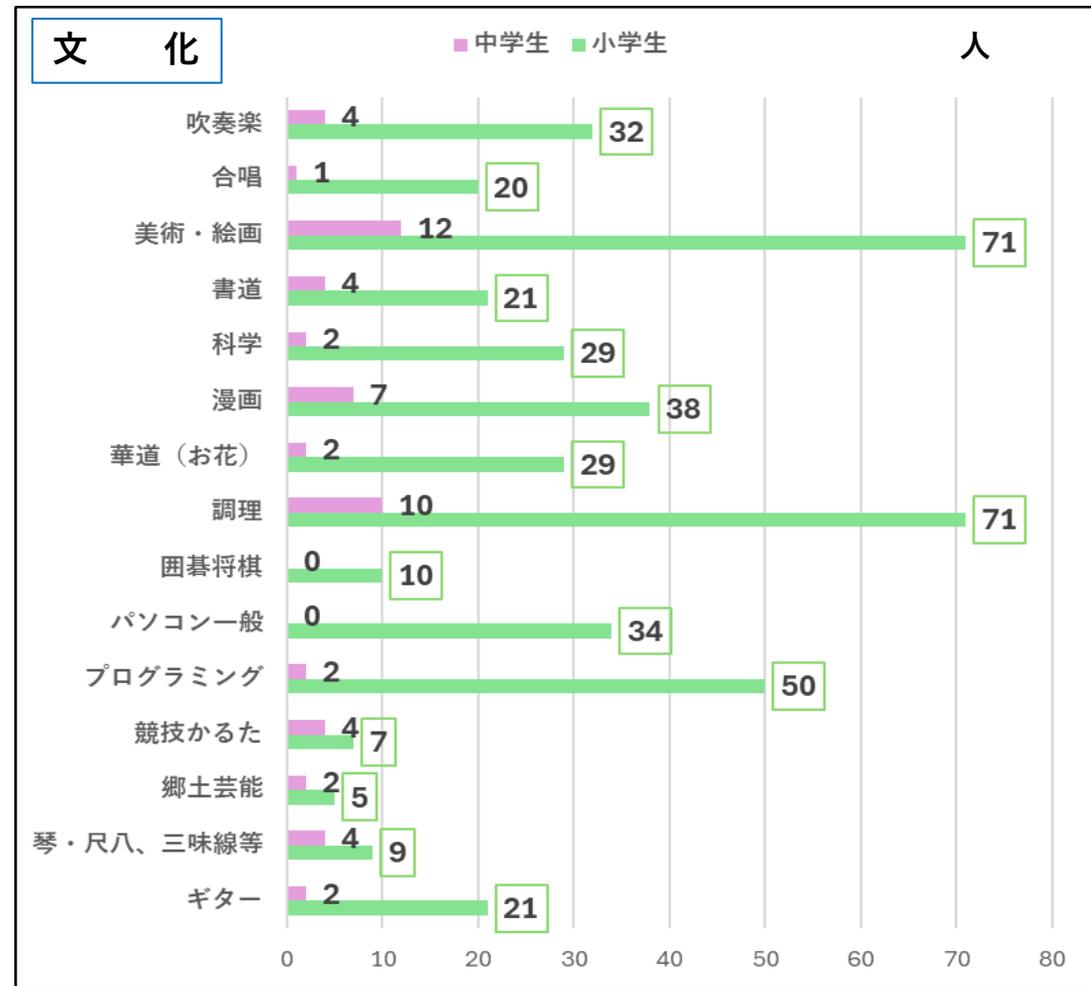
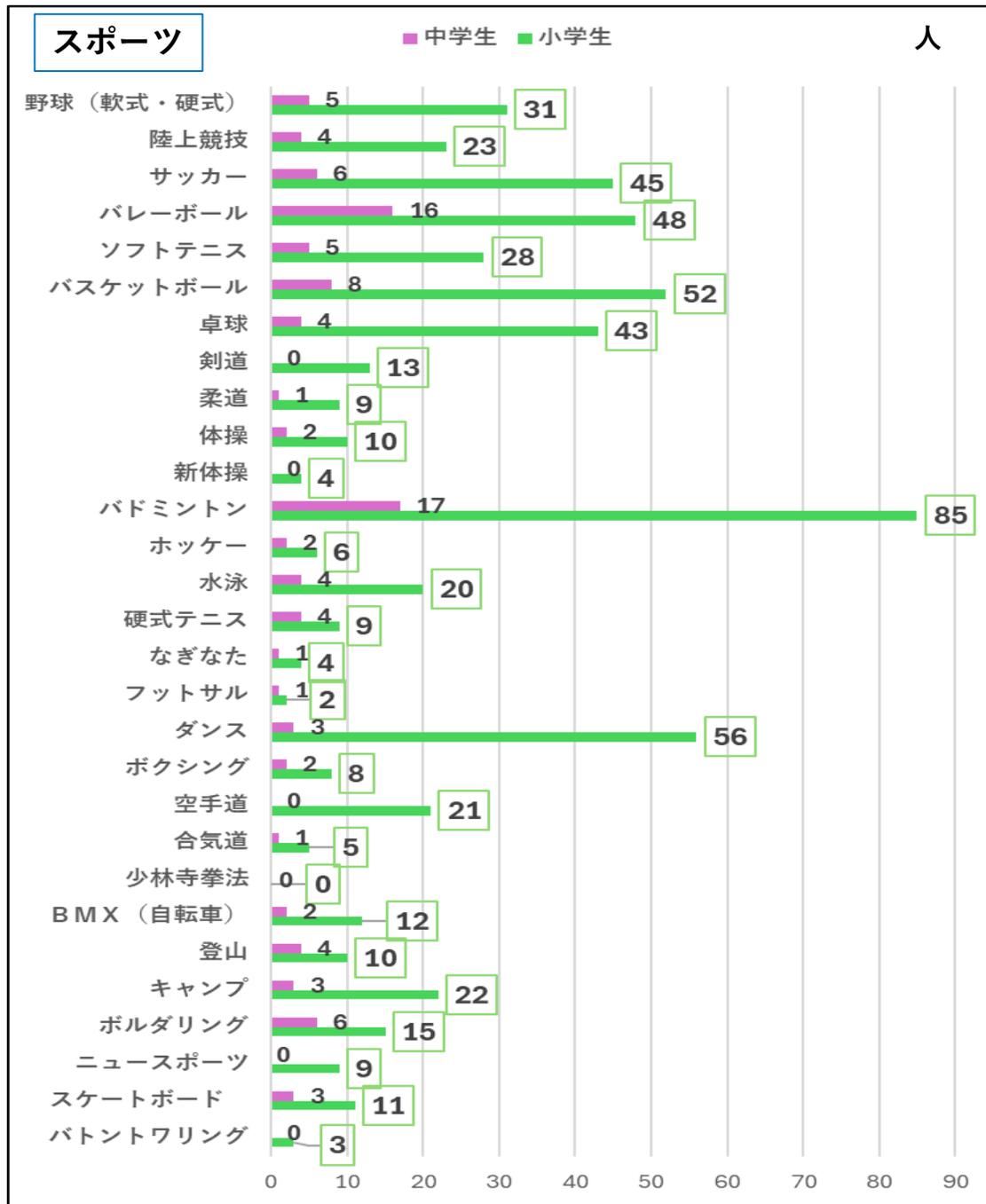
不満・  
少し不満  
5.9%

### 【中学生】平日の放課後の活動 (R6)



# 小学生【やりたいこと】は何ですか

(休日に違うこと、自分のやりたいこと 回答者)複数回答



その他  
**【小学生】**  
 友達と遊ぶ、いろいろな楽器、バレエ、ものづくり、クラフト、習い事、ゲーム、フェンシング、釣り、ドッチボール、人形浄瑠璃、テレビ、ピアノ、ウィンタースポーツ、勉強、趣味  
**【中学生】**  
 eスポーツ、ゲーム、弓道

R7:中学生対象料理教室募集 (中河公) ⇒希望者なし

# 地域移行 ⇒ 地域展開

各公民館（館長会・職員会）・NPOセンター協力依頼

○地域で行っている活動を徐々に増やしていく

1. 休日、**小中学生**を受け入れてくれる団体を募集

- ・休日に行っている公民館文化講座や地域団体を対象
- ・公民館文化講座説明会、地域団体に依頼
- ・書類提出 ⇒ R8より実施予定

2. **小中対象も対象となる**休日実施イベントの広報・紹介（随時）

- ・R8より、公民館イベント等を市HP（部活動地域展開）で紹介
- ・書類提出 ⇒ R8より実施予定

さばえスポーツクラブ  
「アオハル事業」

超Happy!超Enjoy!超Horror!

# ハロウィンフェスティバル

in 鯖中

8/25日

14:00 ~ 20:00

場所: 鯖江中学校

対象者: どなたでも大歓迎

祭

## 体験型ブース

☆校舎落書き☆

- ・屋台(食べ物.飲み物.ゲーム)
- ・お化け屋敷 ・スイカ割り
- ・謎解き型スタンプラリー など...

主催: さばえスポーツクラブ  
お問い合わせは ☎0778-51-8618

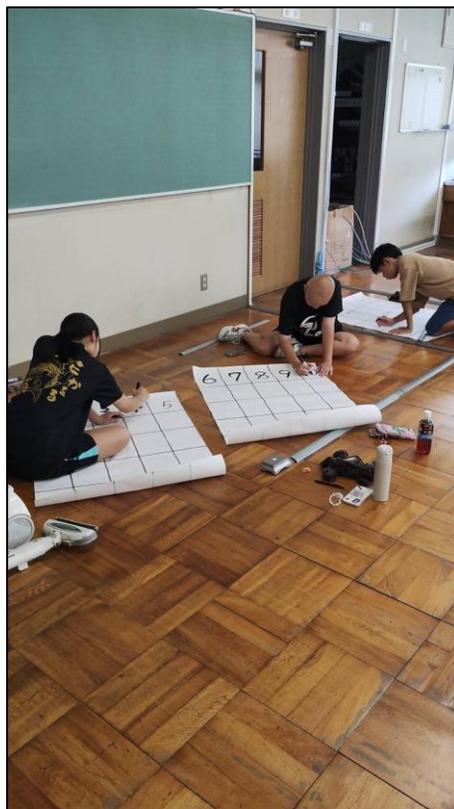
詳しくはこちらで



①SABAEPO AOHARU



R6 中学生企画・準備  
鯖江中大規模改修前イベント



参加者  
約1,000名



# ウォーターフェス 開催!

日時 8月23日(土)  
10:00~12:00(受付9:30~)

場所 東陽中学校グラウンド

対象者 小学生、中学生

参加費 100円

主催 東部4地区公民館

共催 東陽スポーツクラブ

裏面も見てね!



かき氷もあるよ!!

申込みはこちら



締め切り 8月10日(日)

※都合により中止になる場合があります



R8参加者  
東陽中校区小学生  
約100名  
企画・運営中学生  
15名

BMXとパークールのイベントを同時開催!!

# FUKUI GRAVITY ←BRNAKARS→ 2025

重力さえも味方につける!!

2025 11/16 (日) 10:00-16:00

神明健康スポーツセンター

(〒916-0025 福井県鯖江市北野町16-7)

入場・体験 / 無料

2つのストリートスポーツを体験できる  
超アツいイベントです!  
三大会も開催され、上位の人には豪華  
賞品も!? みんなでストリートスポーツ  
を体験しよう!

## BMX × PARKOUR

F.A.S.T. Trick JAM 2025 final

1. ミニコンテスト
2. バランスコンテスト



PARKOUR JAM 2025

スピードラン大会

fukui\_parkour

持ち物

- ・水筒
- ・タオル
- ・内履き

タイムスケジュール

- 10:00~12:00 BMX 体験会
- 12:00~13:00 パークール体験会
- 13:00~14:00 昼休憩
- 14:00~15:00 BMXコンテスト
- 15:00~16:00 パークール大会
- 16:00~ フリータイム

〈共催〉鯖江北コミュニティスポーツクラブ



R8参加者 約100名

内:市内小学生10名程度

# R6中学生： やりたいこと自分たちで企画する 委員募集

⇒ 希望者なし

## R6アンケート結果(後掲載)

### 中学生の休日

- ・平日の継続 79.3%
- ・両立・平日と違うこと 3.8%
- ・自分の時間、休息 16.9%

# とどげ青春!

学べる場所は学校だけじゃない  
自分の好きな所で学ばばいい。  
キミたちの好奇心をクラブに届けてくれ!!  
休日の学ぶ、体験する場をもっと増やす機会にしていこう。

企画部員募集中!  
※スポーツクラブ会員限定  
申込期限 7月末

企画例 (数回講座)  
・いろいろなスポーツや文化(絵画等)を体験したい!  
・道を経験したい! (合気道、空手道、華道、茶道、書道)  
・TikTokダンスをやってみたい!  
・ボードゲームをやってみたい!  
・シェフから料理を教わりたい・調理をしたい!  
・いろいろなプログラミングをやってみたい!

君たちの声をクラブに届けてくれ!!

まずは企画!  
クラブは実現できるよう後押しします!

企画会議を夏休み、2学期に実施。  
開始時間は秋以降を予定

企画部員として参加したい人はQRコードから応募してください。  
クラブへ直接の申し込みでも可。

この事業の運営は、鯖江市総合型地域スポーツクラブ  
連絡協議会が合同で実施します。

お問い合わせは下記の各スポーツクラブまで

さばえスポーツクラブ ☎51-8618  
鯖江北コミュニティスポーツクラブ ☎51-8780  
東陽スポーツクラブ ☎29-1041

応募はこちら/

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 都道府県、学校の設置者、校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定
- 校長は、これまでと同様、活動方針、活動計画及び活動実績をHPなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認

##### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の合理化等を実施（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意
- 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針に基づき、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施

#### 2 適切な指導・安全安心の確保

##### (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 指導者・保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上、適切な生徒集団づくり、開かれた環境の整備等により、不適切行為の未然防止を徹底
- 事案発生時における迅速な対応及び再発防止の徹底（生徒のケアを最優先、個々の指導者任せにしない組織的な対応等）

##### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進

##### (3) 競技ごとの指導手引の普及・活用

中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進

#### 3 適切な活動時間・休養日の設定

【活動時間】 平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内   【休養日】 週2日以上   【その他】 長期休業中のオフシーズンの設定

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備（マルチスポーツ、スポーツと文化の融合、レクリエーション活動等を含む）
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保する必要  
※いわゆる県またぎ・市町村またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村にある場合）も大会参加が可能となるよう留意
- 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、都道府県・市区町村等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施
- 平日の大会等に参加する生徒の学校の出席・欠席の取扱いを整理（地域クラブ活動から大会等に参加する場合も出席扱いとできることを国として明確化）

コンクール・中体連大会対応⇒学校名での出場

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### （1）大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、原則として、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担う（教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施）。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として、地域クラブ活動の指導者等が担う
- 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施

#### （2）大会運営への従事

- 大会の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進。併せて、大会主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討
- 大会運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切なサービス監督・勤務管理を実施

### 3 生徒の安全確保

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施

### 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方を見直し
- 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、リーグ戦の導入などの工夫を実施

したい!

チャレンジしよう

# 休日は地域クラブへ行こう!

鯖江市では、総括コーディネーター、各クラブに1名の地域コーディネーター、文化コーディネーターを設置し、行政・学校・クラブが連携し、平日は部活動、休日は地域クラブ活動ができる環境整備を進めています

1

## 指導者が技術面でサポート

地域指導者が自らの経験ノウハウをもとに、技術を教えてくれるよ。

2

## クラブ加入は任意

クラブ活動はやりたい子が来るというのが基本。地域クラブ活動は年間を通しての活動です。

3

## 合同練習やイベント

3クラブでの合同練習などにも参加可能。今秋には楽しいイベントも企画予定です!

総合型地域スポーツクラブでは選んだ種目参加のほかにイベントや特典もあるよ。

流れは

### 会員登録

自分の学区のスポーツクラブにご入会ください。各クラブの受付窓口でお手続きをお願いします。

### 参加する種目選び

自分の学校にある種目のほか、参加したい種目が校区外のクラブにある場合はご相談下さい。

### クラブを楽しもう

参加する種目以外に、様々な企画を年度途中より開催できるよう準備中です。ホームページ等をおみて下さいね。

### 参加費

年会費：個人6,000円 保険料：800円(必須)

詳しくは下記の各校区クラブにお問い合わせください

(クラブでは、指導者として関わって下さる方を探しています。お気軽にご連絡ください。)

鯖江市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

休日の部活動地域移行について  
鯖江市の取組みサイト↓

さばえスポーツクラブ 鯖江中学校区

☎ 51-8618

鯖江北コミュニティスポーツクラブ 中央中学校区

☎ 51-8780

東陽スポーツクラブ 東陽中学校区

☎ 29-1040



# 令和8年度～休日の学校部活動は地域クラブ活動完全実施となります

地域クラブ活動⇒休日の活動は、子どもたちの選択、保護者の責任増

鯖江市地域クラブ推進協議会(大学・PTA・学校・スポーツ・文化関係者)

- ・中学校区にある総合型地域スポーツクラブが運営主体
- ・休日の中学校施設を中心に活動 ⇒ 子どもが主役
- ※徒歩や自転車で気軽に安心して活動できる環境

併存期間(R5～7年度：学校と地域が連携・協働する準備期間)

- ・会員からの会費と行政支援(国・県・市)で運営
- ・指導者：地域から発掘、休日も継続してやりたい先生
- ・指導者へは謝金
- ・地区公民館にある既存団体に、子どもたちとの活動を依頼

完全実施(R8～：地域が主体で取り組み学校と連携する)

- ・新会費での実施、三クラブの再編(市民に認められる組織)  
(学識経験者・市教委・三クラブ・学校の委員で協議中)
- ・子どもたちの様々な志向に対応できる環境の整備
- ・様々な交流の場を発掘(地域・市内・公民館、同世代・異世代)

市教委・・・中体連大会(県・ブロック・全国)支援を継続

コンクール(北陸・全国)、文化部備品購入支援を継続

各中学校・・・PTA会費の見直し

※市内在住中学生

※休日の協会主催大会・練習試合等バス経費

### 1 教師の兼職兼業

- 希望する学校の教師等が地域クラブ活動の指導者として活動できるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の円滑化を図る必要。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う必要  
※国において関係規程等のひな型を作成予定
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教員を含む）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことが出来る環境を整備することが重要
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、適切な労務管理を実施

### 2 教師の人事・採用における学校部活動の指導力の評価等

- 都道府県の教育委員会等においては、部活動指導は教師の本来業務ではなく、教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないように十分に留意すること
- また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること

### 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること
- 学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無・方法・観点等については、入学者選抜実施要領や各高等学校のHPなどにおいて分かりやすく示すこと
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料や、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること

# 協議事項

- 会費案：受益者負担 案
- 認定地域クラブ活動 案
- 令和 8 年度以降計画 案

# (国) 調査研究協力者会議

- 第一回 (6/30) 、 第二回 (7/14) 、 第三回 (7/28)
- 第四回 (8/7) 、 第五回 (9/17) 、 第六回 (9/26)
- 第七回 (10/9) 、 第八回 (10/27) 、 第九回 (11/20)

会議の運営、検討事項・スケジュール

## ○協議内容

- ・ **総合的な新たなガイドライン**
- ・ 地域クラブ活動の要件、**認定方法**等について
- ・ 地域クラブ活動に係る**費用負担の在り方**について 等

## ○総合的なガイドライン

11月パブコメ、11月下旬パブコメ結果報告、12月中旬公表  
※費用負担：12月26日予算関連に合わせ公表

**(国) 会費 (受益者負担)**

## 受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）

### 設定に当たっての基本的な考え方

- ① **学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額**として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、**希望する生徒が幅広く参加**できるよう留意すること。
- ③ **公的負担とのバランス、持続可能な運営**に留意すること。
- ④ **地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量**を過度に縛らないこと。
- ⑤ **地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額**などのデータを十分に踏まえること。

### 受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「**参加費（用具代等の実費は含まない）の目安を示す**」。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、**各競技種目等に共通の一般的な目安を示す**。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、**一定の幅を持って参加費の目安を示す**。



**具体的な金額の水準等については、引き続き検討。**

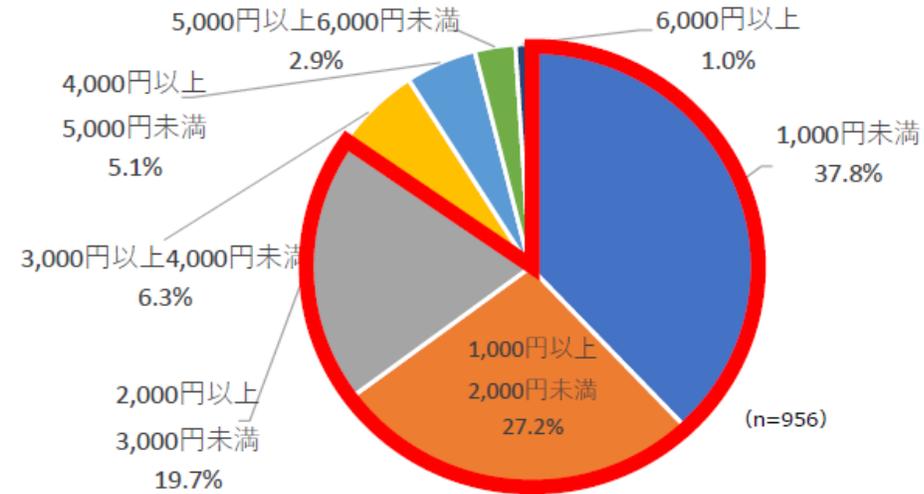
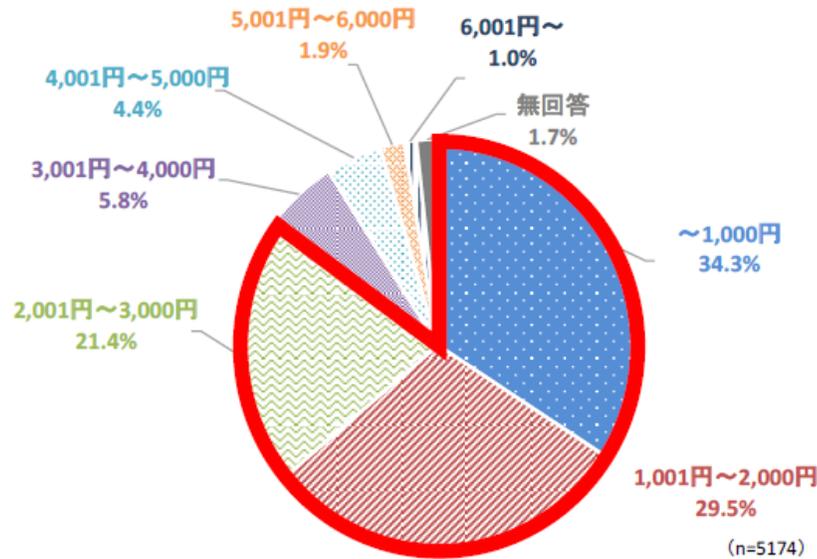
## ○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ **月額3,000円以下が85%**

文化部回答数：956 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



## ○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

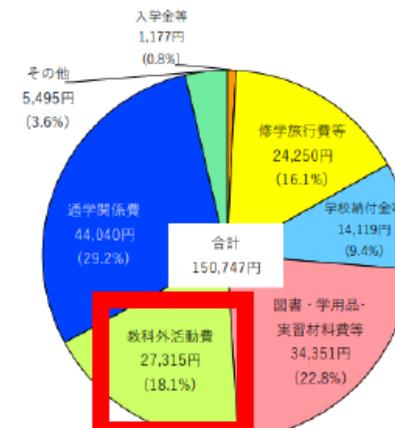
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年 **（月額換算で2,276円）**

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

### 【公立中学校の学校教育費】



# 【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

## ○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）

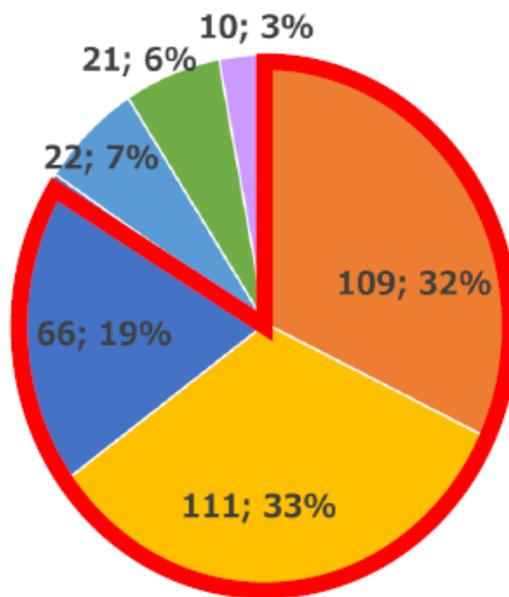
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

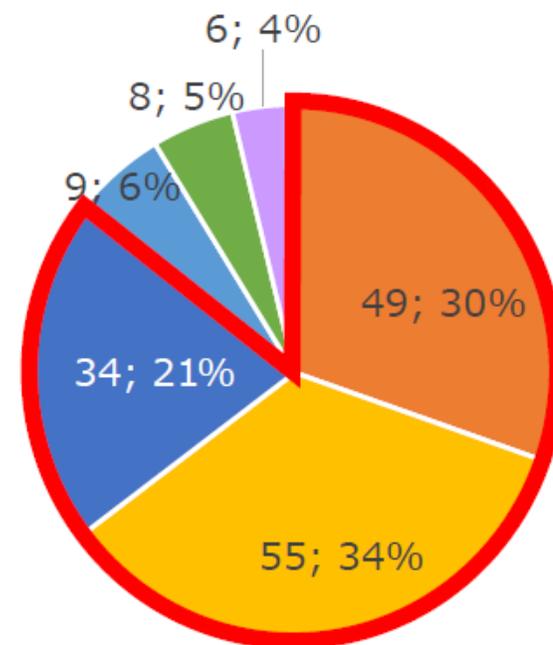
<運動部> 回答数：399 ⇒ 月額3,000円未満が84%

<文化部> 回答数：161 ⇒ 月額3,000円未満が85%

- ①1,000円未満
- ②1,000円以上～2,000円未満
- ③2,000円以上～3,000円未満
- ④3,000円以上～4,000円未満
- ⑤4,000円以上～5,000円未満
- ⑥5,000円以上



- ①1,000円未満
- ②1,000円以上～2,000円未満
- ③2,000円以上～3,000円未満
- ④3,000円以上～4,000円未満
- ⑤4,000円以上～5,000円未満
- ⑥5,000円以上



# ○ 地域クラブ活動への参加費用の実態 (休日・月額) 【令和7年度】

調査名：部活動改革の取組状況に関する調査

調査時期：令和7年5月7日～6月6日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、64事務組合

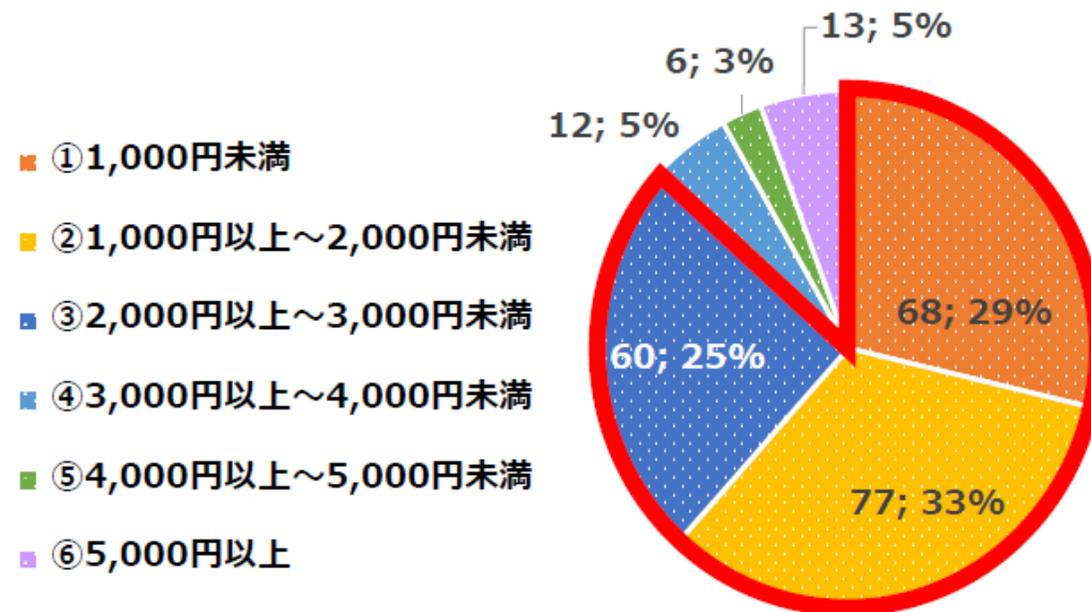
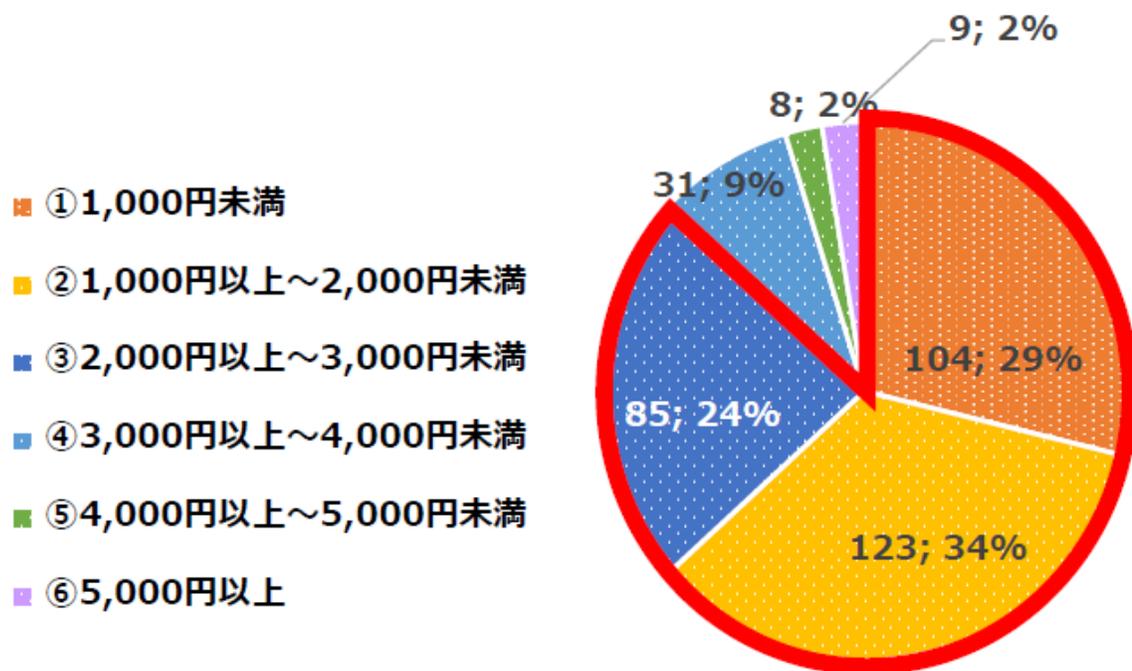
国：R7.12.26

**【参加費のイメージ】**

休日に週1回・月4回程度の活動  
月額1,000円～3,000円程度を参加  
費のイメージとする

<運動部> 回答数：360 ⇒ 月額3,000円未満が87%

<文化部> 回答数：236 ⇒ 月額3,000円未満が87%





# 協議事項 1

- (鯖江市) 会費案：受益者負担

クラブ組織再編委員会

# クラブ再編組織委員会

## ○委員構成

学識経験者（大学教授（協議会委員長）、総括CD）

運営団体（三スポーツクラブ 各2名）

鯖江市教育委員会（事務部長、教育審議官、スポーツ課長）

中学校長代表

## ○協議内容

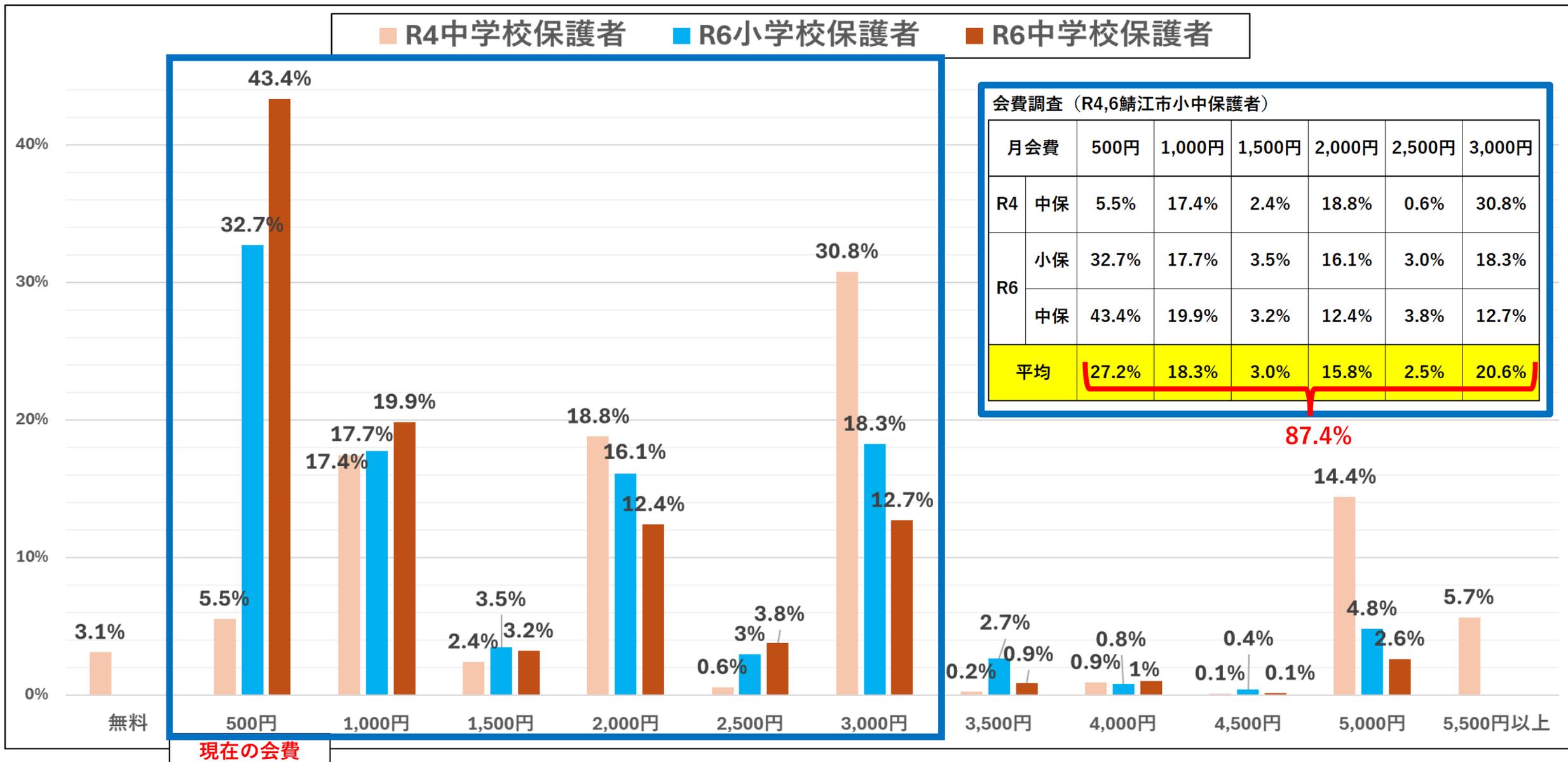
会費・クラブ組織再編

## ○会議

4月（2回）、5月（1回）、7月（1回）、10月（1回） 計5回

# 【鯖江市小中学校保護者】(R4,R6)

## 休日の地域クラブ活動の月ごとの会費はどのくらいがよいと思いますか



# 新会費（R8～）案

○クラブ組織再編会議（7月までに4回開催）

年会費 6,000円（クラブ運営等）

月会費 1,000円（指導者謝金等）

○10月から最低賃金が1,000円を越える報道

年会費 計18,000円

**指導者謝金の見直し**

（有資格、無資格：1,200円、1,000円 ⇒ 1,600円、1,400円）

三クラブより会費の見直しが必要

他市町1h	1,600円
	2,000円

**（案）年会費 6,000円**（クラブ運営等）

**月会費 1,500円**（指導者関連費）

年会費 計24,000円

※3年生希望者：4月～7月(12,000円)、4月～10月(16,500円)

○協議会を経て決定 ⇒ 保護者への周知（鯖江市広報誌等）

# 生活困窮家庭への支援 (準要保護家庭)

## 準要保護生徒援助費について (中学校)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校給食費		実費 (学校報告に基づく)		
修学旅行費		実費 (学校報告に基づく)		
	市単独予算	7,000		
校外活動費	宿泊なし	2,310		
	宿泊あり	6,210		
学用品購入費		22,730		
新入学学用品等費	1年生	60,000		63,000
通学用品費	1年生除く	2,270		
PTA会費		4,260		
自転車保険加入費			1,500	
医療費		実費 (学校報告に基づく)		
通学費		実費 (学校報告に基づく)		
地域スポーツクラブ加入費				22,000

国  
市町村が認定  
した「認定クラ  
ブ活動」

認定クラブ所属  
R8～: 24,800



# 協議事項 2

## ○認定地域クラブ活動 案

鯖江市における認定地域クラブ活動 (案)

令和 8 年度鯖江市認定クラブ活動 (案)

# 新たなガイドライン

国

令和7年12月

福井県

令和8年 3月 予定

鯖江市

令和8年 1月

協議会にて鯖江市認定制度を協議・決定

# 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

鯖江市

## 認定スキーム

- 国が示した認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



(国) 確認事項⑥  
スライド15

※国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、**最長3年間の範囲内**で、地域の实情に応じて市区町村等において設定

・運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切に運営体制が確保されていけば差し支えない  
・JSPO登録した総合型地域スポーツクラブは確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる

## 認定要件

(国) イメージ案⑥  
スライド7

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

(国) イメージ案②  
スライド3

(※) 円滑な実施の観点から、**一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）** R8仮認定 (国) イメージ案⑥スライド7

## 想定される認定の効果（メリット）

(国) イメージ案⑧スライド9

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 等

# 鯖江市における認定地域クラブ活動（案）

「**決定機関**」 鯖江市（鯖江市地域クラブ活動協議会）※参考:(国)協議会等の意見を聴く（国）イメージ案⑤スライド6

「**種目**」※参考：（国）イメージ③スライド4 地域クラブ数や競技種目等を定める

○鯖江市が認定する実施主体は、市内にある部活動種目とし、認定においては、国・福井県が示す「認定要件」を満たすこと

「**認定数・優先順位**」※参考：（国）イメージ案③スライド4 認定する地域クラブ数や競技種目等を定める

○鯖江市から承認する数は、原則、中学校にある種目および活動数とし、R3モデル事業から依頼・委託している市内総合型地域スポーツクラブ(以下「総合クラブ」という。)からの申請を優先する

「**対象区域・要件**」※参考：（国）イメージ案④スライド5 参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める

○鯖江市が委託している運営団体である総合クラブに所属している実施主体である

○鯖江市の公共施設利用団体に登録し、市内施設を活動拠点として活動しているクラブであり、在籍者は市内中学生であっても、同じ中学校生徒のみでの活動ではないこととする

「**在籍者**」※参考：（国）イメージ案③スライド4 参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める

○実施主体に在籍する中学生は、原則、鯖江市内中学校に在籍する中学生による実施主体であること  
ただし、以下の例外に関しては協議をし、決定する

※例外(運営団体と実施主体（団体代表）、鯖江市の三者で協議し、鯖江市が認めた場合とする)

- ・近隣市町で、種目実績・実施していない種目である（陸上・新体操 等）
- ・教育的配慮の必要な他市町中学校在籍生徒が在籍している（人間関係、指導者関連等）
- ・その他、特別な理由により、他市町中学校在籍生徒が在籍している

「**その他**」

○その他必要な事案が発生した場合には、別途協議することとする

# 鯖江市における認定地域クラブ活動

# 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

鯖江市

## 認定スキーム

- 国が示した認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

## 認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・ <u>暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底</u> （日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・ <u>生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備</u> ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

## 想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 等

## 鯖江市対応

指導者研修会の開催  
クラブアプリの活用  
指導者資格取得支援

運営団体・指導者手引き作成・対応

# 令和8年度鯖江市認定クラブについて（案）

- モデル事業から取り組む中学校区の総合型地域スポーツクラブが運営する実施主体（種目）においては、  
「令和8年度（仮）認定地域クラブ活動」とする。
- 令和9年度正式に認定クラブ活動となるよう、令和8年度は、鯖江市と運営団体である総合型地域スポーツクラブは、  
具体の課題解決に向け取り組むこととする。



# ○令和 8 年度以降の計画 案

年度	R3国モデル事業	R4国モデル事業	R5県補助事業	R6国実証事業	R7国実証事業	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
国	モデル期間		改革推進期間			改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）			
鯖江市	連携（主体は学校、地域と共に）			協働（主体は地域、学校と共に）			融合（地域主体）					
	併存期間（平日・休日活動の連携、指導者は協力了解の教職員に協力依頼）			休日完全実施・平日活動はできるところから								
会議等	検討会（中学校、SC）		協議会、検討会、三クラブ連絡協議会、中学校長会、（学校）地域クラブ担当者会									
			クラブ組織再編会議 （新会費・クラブ統合協議）									
方針	基本方針策定		中学校部活動および地域クラブ活動在り方方針		平日活動方針		認定クラブ方針					
アンケート	児童生徒、保護者、教職員アンケート調査					実態アンケート調査			実態アンケート調査			
運営	市教委運営	総括CD配置	地域CD・文化CD配置									
運営主体	中学校区の総合型地域スポーツクラブ運営					仮認定	認定	JSPO認定クラブを目指す				
	三クラブ連絡協議会（クラブ運営（マネジメント）、実施主体実施・運営（指導者発掘・育成、リスクマネジメント）、広報（周知）、学校との連携 等											
	・文化関連を取組むことの合意			平日活動に関して協議・方針決定			クラブ事務局一本化	業務分担協議中	クラブ統合 R8～協議開始			
	運営主体 総合型地域SC に依頼					民間企業との協議		平日・休日指導者派遣	希望者面談終了・他候補者模索中			
						大学との協議		指導者サポート事業	大学単位取得可否依頼・確認予定			
						危機対応・管理マニュアル作成		危機管理対応	運営回体・指導者手引き案協議中			
							アプリ活用	模索中（1月～3月）				
					スポーツ安全保険（三クラブ連絡協議会で加入）、クラブ回体保険加入							
実施主体	鯖中：剣道、柔道	鯖中：+ホッケー、女バス、陸上	さばえSC：運動16種目、文化2種目			運動16種目、文化2種目	運動16種目、文化2種目		R8以降指導者確認・依頼 不足指導者：関係回体に依頼			
	中央：サッカー、バド	中央：+剣道、女バス	鯖北CSC：運動17種目、文化2種目			運動16種目、文化2種目	運動15種目、文化2種目					
	東陽：男バス	東陽：+女バス	東陽SC：運動12種目、文化1種目			運動11種目、文化1種目	運動10種目、文化1種目					
						公民館活動受け皿依頼	交流の場の開催		公民館・一般回体依頼中 NPOセンター依頼予定（障がい者関連含）			
					地域活動受け皿依頼							
					文化部関連地域展開開始							
鯖江市	指導者研修会											
			小中学校スマートロック設置	段階的な運用			正式運用					
			中学校校舎内シャッター設置	段階的な運用			正式運用					
			「鯖江市運動・スポーツ推進計画」 推進委員会			中学校施設優先利用（規則改訂）						
			公認スポーツ指導者、文化指導者資格取得支援（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会）									
					困窮家庭への支援（準要）							